

お名前 富吉 賢一

略歴

日本繊維産業連盟 副会長兼事務総長

日本化学繊維協会 副会長兼理事長

広島県出身。東京大学法学部卒。1986年通商産業省（現経済産業省）入省。在メキシコ日本国大使館、経済産業省大臣官房企画官（自動車リサイクル担当）、貿易保険課長、繊維課長、愛知県産業労働部長、日本貿易振興機構（JETRO）ジャカルタ事務所長、国際協力機構（JICA）理事、中部経済産業局長等を歴任し、2018年10月退官。2019年4月より現職。

顔写真



繊維業界のディー・ディリジェンスといえば・・・

JTF Japan Textile Federation
日本繊維産業連盟

責任ある 企業行動 ガイドライン

繊維産業における

- 中小企業を主な対象とした世界初の
デュー・ディリジェンス(DD)・ガイドライン。
- 業種別ガイドラインとしては、日本で二番目。
- 労働者の人権に特化。
- 日本固有の問題（外国人技能実習制度、
取引適正化）についても記載。
- 手続きのみならず、確認すべき具体的な項目
についても解説。
- DD初心者向けに具体的確認事項を例示
した「チェックリスト」を用意。

<https://jtf-net.com/index.htm>

繊維業における特定技能の受け入れに係る追加要件

- 繊維業の技能実習制度において、賃金の支払いに関する違反が多いことから、違反をなくし適正な取引を推進するため、繊維業においては追加要件を設定する。

	内 容
既存製造業の要件	派遣契約ではないこと
	受入企業の産業分野（日本標準産業分類で限定）
	特定技能の「受入れ協議・連絡会」の構成員であること
	経産省、協議・連絡会の指導、報告徴収等に協力すること
繊維業の追加要件	国際的な人権基準に適合し事業を行っていること
	勤怠管理を電子化していること
	パートナーシップ構築宣言の実施
	特定技能外国人の給与を月給制とする

適合審査は毎年
= “Mandatory due diligence” が導入されたことになる。

国際的な人権基準

- 「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」とは、公開された監査要求事項等に基づき、第三者による認証・監査機関の審査を受け適合していることとする。
- 公開された監査要求事項には、労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関宣言に掲げられた基本的権利に関する原則（※）が含まれることを必須とする。

※結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認、強制労働の禁止、児童労働の撤廃、雇用及び職業における差別の排除、安全で健康的な労働環境 を指す。

対象の認証・監査名
GOTS
OEKO-TEX STeP
Bluesign
Global Recycled Standard (GRS)
日本アパレルソーイング工業組合連合会-取引行動規範ガイドライン

※日本アパレル・ファッション産業協会 CSR工場監査要求事項については、近日中に公表及び改正を予定しており、その対応後、追加する可能性がある。

※経済産業省が今後策定する繊維産業の監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry (JASTI)」(仮称) (※詳細後述) についても、令和6年度内の策定・対象追加を予定している。

※なお、上記に挙げる認証制度等の例は、資料公開時点において要件に合致することが確認できたものであり、今後、要件に合致する制度が確認された場合には追加することも検討する。